

議案第 61 号

丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
 丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部を次のとおり改正いたしたい。
 令和 6 年 3 月 28 日提出

丸亀市教育委員会
 教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会規則第 号

丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則
 丸亀市学校給食センター条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 25 号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(職員) 第 3 条 学校給食センターに次長その他必要な職員を置くことができる。 2 略 (所掌事務) 第 5 条 学校給食センターの所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(20) 略 <u>(21) 学校給食における食物アレルギー対応に関すること。</u> <u>(22) 学校給食における地場産物等の使用促進に関すること。</u> (23)・(24) 略</p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市中央学校給食センター</td> <td>略 丸亀市立郡家小学校</td> </tr> </tbody> </table>	名称	学校名	丸亀市中央学校給食センター	略 丸亀市立郡家小学校	<p>(職員) 第 3 条 学校給食センターに<u>所長</u>、次長その他必要な職員を置くことができる。 2 略 (所掌事務) 第 5 条 学校給食センターの所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(20) 略 <u>(21)・(22) 略</u></p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市中央学校給食センター</td> <td>略 丸亀市立郡家小学校 丸亀市立飯野小学校</td> </tr> </tbody> </table>	名称	学校名	丸亀市中央学校給食センター	略 丸亀市立郡家小学校 丸亀市立飯野小学校
名称	学校名								
丸亀市中央学校給食センター	略 丸亀市立郡家小学校								
名称	学校名								
丸亀市中央学校給食センター	略 丸亀市立郡家小学校 丸亀市立飯野小学校								

改正後		改正前	
	丸亀市立垂水小学校 略		丸亀市立垂水小学校 略
丸亀市第二学校給食センター	丸亀市立城坤幼稚園 略	丸亀市第二学校給食センター	丸亀市立西幼稚園 丸亀市立城坤幼稚園 略
略		略	
丸亀市飯山学校給食センター	丸亀市立飯山こども園 丸亀市立飯野小学校 丸亀市立富熊小学校 略	丸亀市飯山学校給食センター	丸亀市立飯山こども園 丸亀市立富熊小学校 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。